



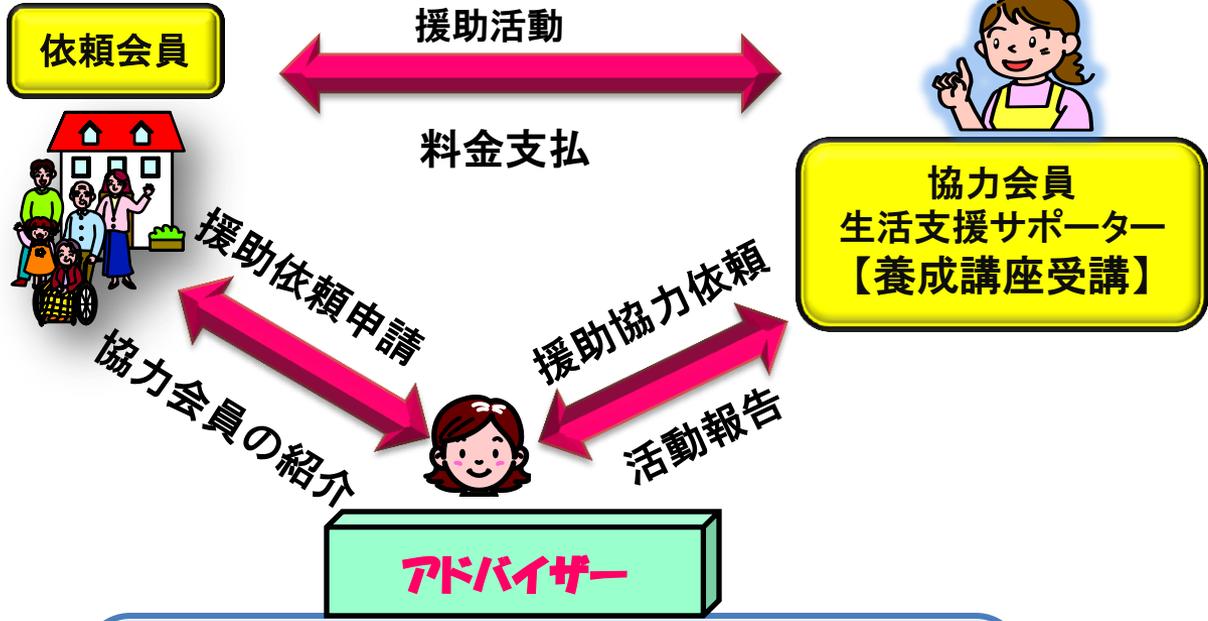
生活支援サポーターによる地域活動(兵庫県小野市)

○生活支援サポーターを養成し、介護保険制度では行うことができない軽度認定者の通院介助や認知症の方の話し相手、敷地内同居の方への家事援助、窓ふき等有償ボランティアとして地域活動を行っている。

○平成22年度に介護ファミリーサポーターを開設し、サポーター65名が登録・活動中。

◆介護ファミリーサポートセンター 〔有償ボランティア事業〕

社会福祉協議会に委託



ミーティング(年2回)・研修会(年2回)
生活支援サポーター養成講座【全6回】
来所相談・訪問による申し込みや打合せ





地域包括ケアシステム構築に向けた取組事例（様式）

| | |
|--------------------------------------|--|
| ①市区町村名 | 小野市 |
| ②人口（※1） | 50,162人（平成25年3月末現在）（ ） |
| ③高齢化率（※1） （65歳以上、75歳以上それぞれについて記載） | 65歳以上：23.3%（ ） 75歳以上：11.4%（平成25年3月末現在） |
| ④取組の概要 | 平成21年度に生活支援サポーター養成講座を実施し、平成22年10月に介護ファミリーサポートセンター（アドバイザー1名配置）を設置した。介護保険制度では行うことができない軽度認定者の通院介助や認知症の方の話し相手、敷地内同居の方への家事援助、窓ふき、自立した独居高齢者の家事支援等をサポーターが有償ボランティアとして地域活動を行っている。 |
| ⑤取組の特徴 | 生活支援サポーターが地域で活動することにより、福祉制度や認知症等の理解を深める機会となる。また、サポーターが社会参加をすることで生きがいを感じ、さらに自らの介護予防にもつながっていく。 高齢化率が高くなり、地域での交流が希薄化する中で、地域力を引き出し、団塊の世代を主軸とする住民同士の支え合いによる地域づくりを行っている。 |
| ⑥開始年度 | 平成22年度 |
| ⑦取組のこれまでの経緯 | 地域包括支援センターの総合相談や介護支援専門員からの相談を受ける中で、介護保険制度だけでなく高齢者が生活していくには、地域での助け合い活動や多様なニーズに対して対応できるシステムを構築する必要性を感じた。 平成20年度、高齢者世帯に対して、有償ボランティア事業に関する利用意向調査を実施し、約8割の方が「利用をしたい」と回答された。そこで、平成21年度に生活支援サポーター養成講座を実施し、平成22年10月にファミリーサポートセンターを開設、平成24年度にはサポーターの活動回数も増加傾向となり、第2回目の養成講座を実施した。 |
| ⑧主な利用者と人数 | 協力会員（生活支援サポーター）65人 依頼会員 82人 （平成25年3月末現在） |
| ⑨取組の実施主体及び関連する団体・組織 | 地域包括支援センターから小野市社会福祉協議会へ事務局の運営を委託している。 |
| ⑩市区町村の関与（支援等）（※2） | 1,452,000円 地域包括支援センター（市直営） サポーターが対応できるかどうかケースに応じて、地域包括支援センターとともに検討を行い、専門的な対応が必要な場合には介護保険制度や民間サービスの利用を勧めている。 |
| ⑪国・都道府県の関与（支援等）（※3） | 地域支援事業交付金（国：1,407,000円 県：703,000円） |
| ⑫取組の課題 | 依頼会員から様々な要望があり、サポーターが対応できる内容か検討していく必要がある。また、高齢者や家族に対して自立を阻害しないような活動がなされるよう、サポーターへの継続的な活動支援を行っている。 |
| ⑬今後の取組予定 | サポーターミーティング（年2回）サポーター研修会（年2回） |
| ⑭その他 | |
| ⑮担当部署及び連絡先 | 小野市地域包括支援センター 電話（0794）63-2174 |

※1 一部地域に限定した実施の場合は、当該地域の人口・高齢化率を（ ）内に記載してください。

※2 市町村から財政的支援が行われている場合には予算額等を含めて記載ください。

※3 国や都道府県から財政的支援を受けている場合は、補助金や交付金等の名称、額等を含めて記載ください。





小野市生活支援サポーター活動支援事業実施要綱

小野市生活支援サポーター活動支援事業実施要綱（平成22年小野市告示第87号）の全部を改正する

（趣旨）

第1条 この要綱は、介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の4第3項第2号及び第3号に基づく要介護被保険者を現に介護する者の支援及び被保険者の地域における自立した日常生活の支援に必要な事業を実施するため、おの介護ファミリーサポートセンター（以下「サポートセンター」という。）を設置し、サポートセンター会員相互における家事等の援助活動を実施することについて必要な事項を定めるものとする。

（会員）

第2条 サポートセンターは、市内在住者であって、次に掲げる会員の募集及び登録を行うものとする。

- (1) 協力会員 家事等の援助活動を行いたい者をいう。
- (2) 依頼会員 家事等の援助活動を受けたい者をいう。

2 家事等の援助活動は、家事等の援助活動を必要とする依頼会員の居宅において実施するものとする。

（サポートセンターの事業内容）

第3条 前条に定めるもののほか、サポートセンターは、次に掲げる事業を行うものとする。

- (1) 協力会員の援助活動に必要な知識を付与する養成講座及びフォロー研修会の実施
- (2) 協力会員相互の情報交換の場とするための連絡会の開催
- (3) 家事等の援助活動の実施に関する調整
- (4) 援助活動の普及啓発を目的とする広報活動
- (5) 前各号に掲げるもののほか、関係機関との連絡調整

（サポートセンターの会員登録）

第4条 サポートセンターの会員になろうとする者は、この要綱、サポートセンターが定める会則等を承諾の上、入会の申込みを行うものとする。ただし、協力会員になろうとする者は、事前にサポートセンタ





一が指定した講座を受講しなければならない。

2 サポートセンターは、前項の規定により申込みがあったときは、会員の登録の可否を決定し、会員登録を認めた者に対して、会員証を交付するとともに、会員票を作成して、サポートセンターに保存するものとする。

(会員登録の取消及び退会)

第5条 サポートセンターは、登録された会員が会則に違反し、又はサポートセンターに不利益を生じさせたときは、その登録を取り消すことができる。

2 会員が退会しようとするときは、サポートセンターに退会届を提出するものとする。

3 会員は、前2項の登録の取消又は退会届を提出した場合においては、速やかに会員証をサポートセンターに返還しなければならない。

(サポートセンターの業務の委託)

第6条 市長は、サポートセンターの業務について、地域の高齢者の実情を十分に把握し、総合的な相談支援等について実績のある社会福祉法人等に事業運営を委託することができる。

(補則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、サポートセンターの事業運営に関し必要な事項は、サポートセンターが別に定める。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

